

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第151回 電子証拠の範囲と認定方法が明確に

民事訴訟において、常に重要な問題となるのが証拠の認定です。ところが、中国の「民事訴訟法」には、証拠に関してはごく簡単な規定しかなく、最高裁判所が公布した「民事訴訟の証拠に関する若干の規定」（以下「証拠規則」という）が司法裁判における根拠とされてきました。この現行の規則が公布された2001年12月から18年間が経過した19年12月、最高裁判所により改正された証拠規則が公布され、20年5月1日より正式に施行されることになりました。新たな証拠規則では民事訴訟における証拠制度について多くの点が変更されましたが、中でも電子証拠の範囲とその認定方法が明確化されたことが注目されるため、今回はこれについて解説いたします。

◇民事訴訟において電子証拠が果たす役割の重要性上昇

電子メール、スマートフォンアプリといったIT製品の運用がますます普及する中、多くの商談も電子メール、WeChatなどのアプリを使って行われるようになり、契約締結にも「電子契約書」方式が採用されることが増え、その効力は法的にも認められている。このため多くの民事訴訟案件の中で、当事者間でのメッセージのやりとりに表れた意図や内容が、裁判所による裁判において重要な証拠となることも多い。

最近の顕著な例として、次のようなものがある。中国企業A社はB社の株主であるが、事情によりB社への出資資本金をまだ全額払い込んでいなかった。B社董事長は会社のキャッシュフローへの圧迫を緩和する必要から、資金を振り込んでもらうために、A社董事長にWeChatで「取り急ぎ資金を借り入れたい」と連絡し、A社もこれに同意して資金を振り込んだ。

その6カ月後、A社より10万元は「貸付金」だったとしてB社に返金を求めてきたが、B社はこの10万元はA社からB社への出資資本金であり、返還は不要だと主張した。中国の「契約法」では、会社間の貸借においては貸借契約を締結すべきことが規定されているにもかかわらず、最終的に裁判所では「B社董事長とA社董事長の間のWeChatによるやりとり内容から、B社が資金を借り入れる旨の意思表示をしたことが確認できる」として、A社の貸し付け返済請求が支持された。

◇新たな証拠規則の電子証拠に関する規定

電子証拠は新たな証拠の形式として「民事訴訟法（2012年改正版）」に加えられましたが、改正当時は明確な規定を伴っていませんでした。15年に最高裁判所が「民事訴訟法解釈」を公布した際にも、電子証拠については原則的で全般的な規定を設けたのみでした。新たな証拠規則では、電子証拠の範囲と認定方法についてかなり明確に規定され、以下の内容がポイントとなっています。

1. 電子証拠の範囲を明確に規定した。

- (1) ホームページ、ブログ、ウェイボーなど、インターネット上のポータルサイトで公開される情報
- (2) ショートメッセージ、電子メール、インスタントメッセージ、配布グループなどのインターネットアプリサービスによる通信情報
- (3) ユーザー登録情報、個人の認証情報、電子取引記録、通信記録、アクセスログなどの情報
- (4) 文書ファイル、画像、音声、動画、デジタル証明書、コンピュータープログラムなどの電子ファイル
- (5) その他データ形式で保存、処理、伝送される情報

2. 電子証拠を審査する際、当事者は原始キャリアを提出しなければならないことを規定した。

例えば、スマートフォン中のWeChatのチャット記録を電子証拠として使用する場合は、法廷で当該WeChatアカウントを登録したスマートフォンを提示しなければならないなど。

3. 裁判所は総合判断により電子証拠の真実性を確認する。審査の重点基準には以下が含まれる。

(1) 電子証拠の生成、保存、伝送に使用したコンピューターのソフト・ハード面の環境が完全に信頼でき、正常に機能している状態か、ミスを防止するための有効なモニター、チェック手段を備えているか。

(2) 電子証拠は完全な形で保存、伝送、抽出されているか、それらの方法は信頼できるか。

(3) 電子証拠は正常なやりとりの活動において形成され、保存されたものか。

(4) 電子証拠の保存、伝送、抽出を行った者は主体として妥当か。

◇日系企業へのアドバイス

日本本社、中国現地法人のいずれにとっても電子証拠の意義はいっそう重視されるものとなっています。業務活動の中で電子メールや業務メッセージを適切に使用し管理するほかにも、会社の従業員がWeChatなどのアプリを使用して取引先と連絡する際の方法や内容にも留意する必要があります。そして実際に紛争の解決に電子証拠を使用することになった場合には、必ず速やかに弁護士に相談し、対応を講じることが重要です。

《中国・経済》

米、中国の「為替操作国」解除=貿易合意を評価

【ワシントン時事】米財務省は13日、主要貿易相手国・地域の通貨政策を分析した半期為替報告書を発表し、中国が輸出で有利になるため意図的に通貨安を誘導しているとする「為替操作国」の認定を解除した。米中貿易協定で通貨安禁止を含む「第1段階の合意」に達したことを評価した。日本などともに「監視国」の指定は残した。

報告書は、中国が過去に人民元安を誘導してきたと指摘。ただ第1段階の合意に踏まえ、「競争的な切り下げを回避し、為替レートを競争目的にしない法的拘束力を伴う取り組みを行った」と判断。人民元相場の透明性向上にも同意したため、操作国認定を外したと説明した。

トランプ政権は昨年8月、人民元が1ドル=7元の節目を割り込んで下落したことを受け、中国を25年ぶりとなる為替操作国に認定。制裁措置をちらつかせて貿易協定で米農産品の大量購入などで譲歩を迫るなど、操作国認定と協定を関連付ける姿勢を明確に示していた。

一方、日本や韓国、ドイツ、ベトナムやマレーシアなどを監視国対象国に継続指定。スイスを再び加えたことで監視国リストには計10カ国が入った。日本については「為替介入は事前協議を経た上で、極めて例外的な状況で行われるべきだ」と強調。引き続き円相場の動向に目を光らせる姿勢を強調した。

為替報告は(1)巨額の対米貿易黒字(2)大幅な経常黒字(3)一方的で継続的な為替市場介入—の三つの基準に抵触しているかを評価。すべてに該当すれば制裁措置を検討できる為替操作国に、原則2つであれば監視対象国に認定できる。

トランプ大統領は、貿易相手国が通貨安を講じて米国の輸出が不利になっていると主張。米連邦準備制度理事会(FRB)に金融緩和を迫り、ドル安志向を鮮明にしている。

為替報告書は原則として毎年4月と10月に議会に提出される。今回は中国との貿易協定をにらみ、大幅にずれ込んでいた。